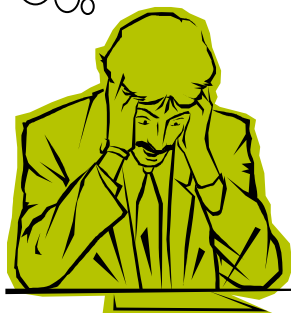
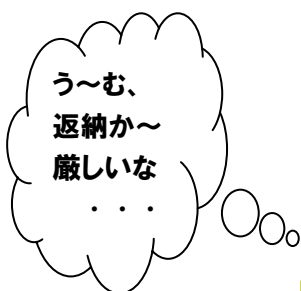

監査だより Vol.14

岩手県監査委員事務局 平成24年1月発行

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもいいでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。



赴任旅費の計算は大丈夫ですか？

支給額の誤り（指摘・注意）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波の影響で、赴任旅費の支給誤りが増えています。

例えば、

- ① 赴任の当日に在来線が運休しているのに、鉄道で計算してしまった。
- ② 新幹線が運休しているのに、特急料金を支給してしまった。
- ③ 在来線が運行しているのに、陸路で計算してしまった。
- ④ 移転料の路程について、鉄道キロ数で計算するところを陸路にしたため、距離が4倍となってしまった。

赴任旅費については、金額に大きな差が出てきますので、もう一度チェックしてみてください。

重要物品情報の未登録（最近よくある事例です）

物品の取得、管理又は処分の不适当（注意）

購入した高額な備品（100万円以上）について、重要物品情報登録が必要なことを組織内で誰も承知していなかったため、重要物品管理表に記載されていないものがありました。

備品管理関係では、重要物品の未登録や廃棄処分されているものがいまだに登録されているものなどが多く見受けられます。

特に、指定管理者に管理を委託している施設の備品について、委託契約書において管理を委託する備品一覧表と県の備品管理一覧表が合わない事例もあります。

次年度の契約前に、今一度確認してみてください。

あれ?!
この備品はどこに
あったかな...
処分した...?



私用車公用使用承認に係る車検や自賠責

保険の更新確認を忘れていませんか？

(口頭指導)

これを使えば、更新時期の管理はバッチリだ！



旅行命令における私用車使用承認にあたり、車検証や自賠責・任意保険証の更新確認を行っていないものに対し、私用車利用による旅行命令を行っているものがあつたため、適正な事務執行に努めるよう指導した事例がありました。

皆さんもご存知のとおり、私用車の使用承認は、私用車の公務上使用禁止に伴う取扱い通知により例外として認められているものです。

一般的に、①運転免許証、②自動車車検証(自賠責保険証を含む)、③任意保険(対人保険)などの写し等の提出を求め、その内容を確認のうえ承認します。その後は、有効期限ごとに更新した関係書類の提出を求めて管理することとなりますが、書類ごとに有効期限が異なるため、更新確認を忘れてしまうケースが多いようです。

この管理事務については、各公所等でも色々と苦勞していることから、以前の「監査だより」(Vol3、H20年12月号)において下記の「車検等期限管理表」(Excel)による管理をご紹介したところですが、本号において再度ご紹介したいと思います。

これは、一戸高校でパソコンのカレンダー機能(又はエクセルの条件付書式等)を活用し、各種書類の有効期限の1ヶ月前に青数字に、期限切れは赤数字に変わるように設定し、有効期限が近づくにつれて変化が一目でわかるようにして管理していたものを参考に、監査委員事務局でアレンジしたものです。

入力作業や月に何度かの画面確認が必要となりますが、こういった管理には大変有効と思われれます。

なお、こうした手法は、公用車の車検の管理や扶養手当の認定事務など、他の期限管理の事務にも有効ではないでしょうか。

※ サンプルは監査事務局の公開フォルダーにありますのでコピーしてご活用下さい。

(下の車検等期限管理表は、20日前、10日まで注意を促すように設定しています。)

車検等期限管理表				
				平成24年1月4日 ← 今日の日付を自動表示しています。
氏名	有効期限			
	免許証	車検証	任意保険	
八戸南部一郎				※日付は、2012/1/4のように半角で入力します。
陸前源太郎	平成24年1月4日	平成24年1月5日	平成24年1月6日	当日を経過したものは空欄表示(白字)
陸奥花子	平成24年1月7日	平成24年1月8日	平成24年1月9日	
陸中総一郎	平成24年1月10日	平成24年1月11日	平成24年1月12日	10日前は赤色字表示
葛西福男	平成24年1月13日	平成24年1月14日	平成24年1月15日	
安倍大輔	平成24年1月16日	平成24年1月17日	平成24年1月18日	20日前は黄色字表示
藤原真知子	平成24年1月19日	平成24年1月20日	平成24年1月21日	
盛岡哲夫	平成24年1月22日	平成24年1月23日	平成24年1月24日	その他は黒色字表示になるように設定しています。
花巻一太郎	平成24年1月25日	平成24年1月26日	平成24年1月27日	
※書式設定の仕方は、「書式」、「条件付書式」で設定しています。				

☆ 優良事例の紹介 ☆

そうか！ 所管換えによる有効活用は、備品や事務用消耗品だけじゃないんだ。

《 収入印紙の管理 》

北上農村整備センターの昨年度の予備監査において、年間使用予定を超える収入印紙を保管していたので所管換えするなど適正な保管をするよう口頭指導したところ、二戸農村整備センターへ一部所管換えを行い、適正な保管に努めていました。

北上農村整備センターでは昨年度の場合、土地の売買契約等において収入印紙が必要となるために、予定事業を見越して収入印紙を準備していたのですが、組織改編や事業の変更等により余分な収入印紙を保管していたものです。

他の公所においても、組織改編や事務事業の見直し等により、余分な収入印紙や郵便切手等の保管があれば、必要な公所への所管換えを行い、有効活用を努めましょう。



《 節電対策 》

一関工業高等学校では、電力使用量 15%削減の目標達成に向けた節電対策として、デマンド監視装置を設置し、学校全体で節電行動計画に基づき節電に取り組んだ結果、上半期で 15%削減の目標を達成するとともに、最大需要電力を抑えること等による電力料金節減に努めていました。

具体的な節減額としては、4月～9月の前年度比節減額が 214,807 円、年間節減額は 429,614 円が見込まれています。（この額は、デマンド監視装置導入費用を差し引いた純節減額です。）

デマンド監視装置費用も掛かることから、全ての公所で有効とは言えませんが、電力需要量が大きな公所では一度検討してみてもよいのではないのでしょうか。

※デマンド監視装置とは

電気料金は、基本料金と電力量料金の合計で決まります。このうち、電力量料金は使用した電力量に課金されるので、節電した分電気料金を節減できますが、基本料金は最大需要電力（30分毎に使用した電気の最大値）で決まるため、こまめに節電しても節減できません。そして、一度上がってしまった基本料金は最低1年は下がりません。したがって、一時的に最大需要電力が上がってしまうと、しばらくの間高い基本料金を払わなければならないのです。

そこで、この「最大需要電力」を監視し、目標値を超えそうになったら照明や空調機器等を一時的に停止させるなどの制御を行うことにより、基本料金を下げるための装置です。

事務局長からのひとくちコメント

今号では、最近の予備監査の事例から「重要物品の未登録」など同様の事例が無いか参考としていただきたい事例や、「収入印紙の管理」など優良事例を紹介しました。

また、監査業務のあり方について今年度監査を実施した公所のうち約3分の1を抽出して平成23年12月に行ったアンケート調査の結果をお知らせしました。このアンケート調査の内容を見ますと、例えば「監査調書の作成について」は概ね肯定的回答をいただいています。が、「予備監査時の職員の対応について」は不満が約2割で、中には「横柄な態度や威圧的な口調の人がいる」等の回答が寄せられています。

今後の監査に当たり、こうしたアンケート調査の結果も踏まえ、謙虚に監査の質的向上に取り組んでいきたいと思えます。

☆アンケート調査結果について☆

監査業務のあり方について、平成 23 年 5 月から 11 月までに監査を実施した 113 公所中 40 公所を抽出し、担当者にアンケート調査を依頼しました。

その回答を集計しましたので、結果の概要についてお知らせします。

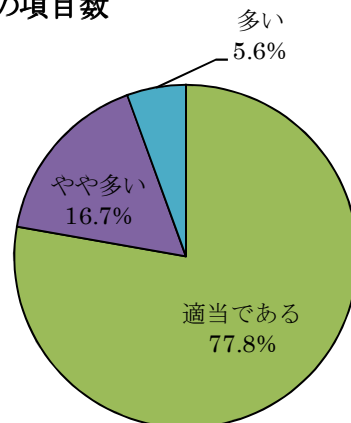
【監査調書の作成について】

1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 28 件 (77.8%) ありましたが、「やや多い」という回答も 6 件 (16.7%) ありました。

昨年度実施した調査より「適当である」という回答が減少し、「やや多い」、「多い」という回答が増加しています。

監査調書の項目数

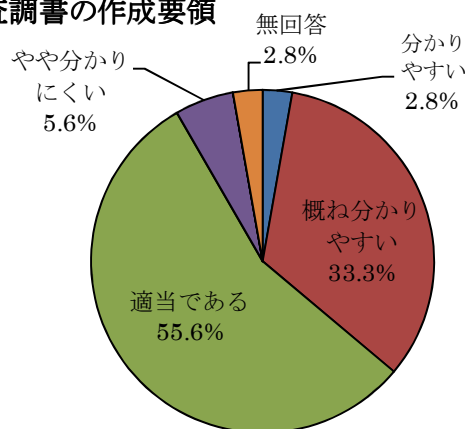


2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が合計 33 件 (91.7%) ありましたが、「やや分かりにくい」という回答が 2 件 (5.6%) ありました。

昨年度の調査で「やや分かりにくい」という回答が約 30% あったことから、わかりやすい作成要領に改善を加えた結果、今年度は「やや分かりにくい」という回答が減少し、「適当である」という回答が増加しています。

監査調書の作成要領

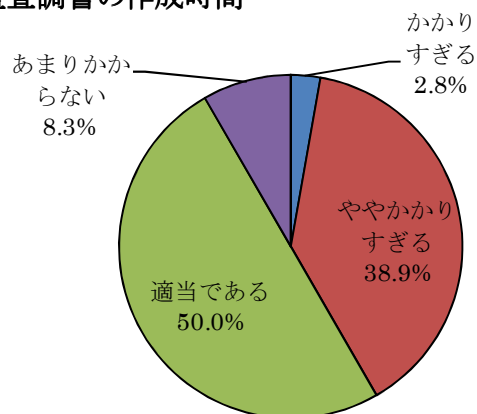


3 監査調書の作成時間について

適当であるという回答が 18 件 (50.0%) ありましたが、「かかりすぎる」及び「ややかかりすぎる」という回答が合わせて 15 件 (41.7%) ありました。

昨年度の調査より、監査調書の作成に時間がかかるという回答が減少しています。

監査調書の作成時間



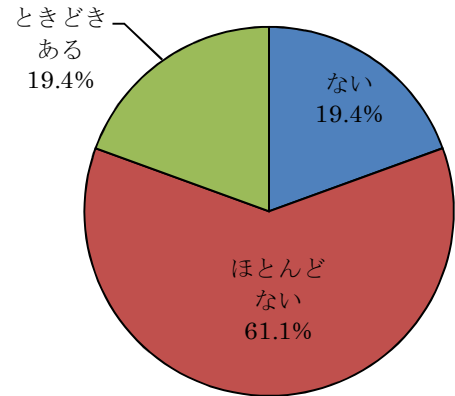
【予備監査時の職員の対応について】

4 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか

「ない」及び「ほとんどない」という回答がほとんど(29件(80.5%))でしたが、不満を感じる事が「ときどきある」という回答が7件(19.4%)ありました。

不満を感じたことの内容としては、「職員間の法解釈にばらつきがある。」、「注意・指摘のみならず、事務改善につながるような指導をして欲しい。」、「聴取時間が長い。」、「横柄な態度や威圧的な口調の人がいる。」などの回答があったことから、受監側職員との対応に際しては、あくまでも指導が主体であることを肝に銘じ、監査委員事務局職員として統一した見解で対応するよう努めてまいります。

予備監査時の職員の対応

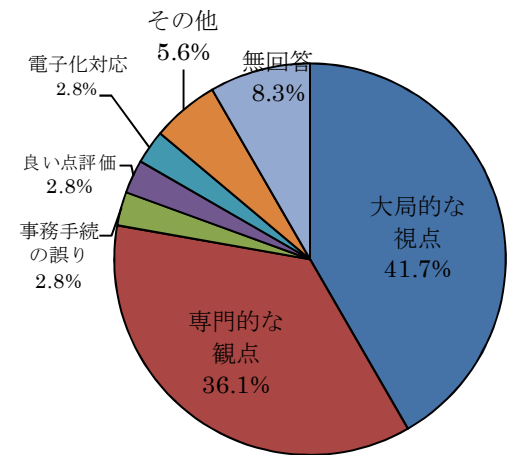


【監査において重視すべきこと】

5 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査してほしい。」という意見が15件(41.7%)、「専門的な観点から指導助言してほしい。」という意見が13件(36.1%)あり、どちらも昨年に比べて大きく増加しました。

また、その他の意見として、「監査業務の目指す方向性等を含めた十分な検討が必要。」や「震災復興のため、歳入の確保や歳出の抑制等の点から、制度の在り方や事業効果についても積極的に監査を行う必要がある。」などの意見がありました。今後の監査業務の方針等を決定する際、これらの貴重なご意見を参考とし、十分検討してまいりたいと思います。

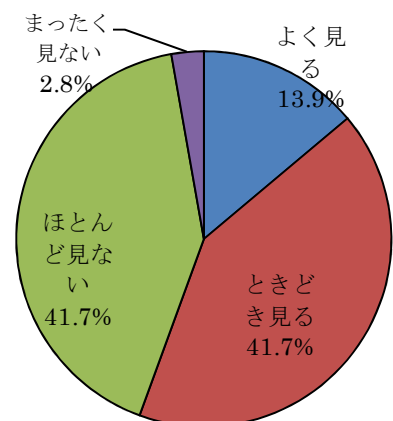


6 監査だよりを見たことはあるか

「よく見る」、「ときどき見る」という回答が20件(55.5%)あり、「ほとんど見ない」、「まったく見ない」という回答が16件(44.5%)ありました。

4割強の方々が殆ど見ていないことから、「監査だより」のPRに努めるとともに、今後の監査だより作成においては、みなさんに役立つ内容を吟味し、情報提供していきたいと思えます。

予備監査時の職員の対応



【その他の意見・要望等】

7 次のようなご意見やご要望等をいただいております。

- (1) 指摘、指導に当たっては、根拠を示して正しい事務処理について指導していただきたい。
- (2) 今回の大震災などの場合は、業務を優先させてほしい。震災復旧・復興業務が多忙な所属の検査は省略し、主管室課のみで良かったのではないか。
- (3) 内部通報に基づく監査や県民が知りたいと思っている事項についての監査を考えてみてはどうか。
- (4) 基本的に現在の監査は中途半端な印象を受ける。また、予備監査と本監査の役割が不明確である。監査実施の効果はどのようになっているのか。監査にエコマネジメントの視点が無いのはおかしい。様々なアドバイスを رفتたり、要望の吸上げなど、いわば建設的な助言機能もこれからは必要でないか。
- (5) 「監査だより」は、業務情報にあるため見落とすことが多い。内容は参考になることが多いため、必読情報に掲載するなどして、情報提供してほしい。

アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただきありがとうございました。

今年度は、東日本大震災津波により本県沿岸地域が甚大な被害を受け、監査の実施そのものが困難な状況となったことから実施計画を見直し、沿岸市町村所在の監査対象機関への監査は実施しないこととしましたが、内陸部においても復旧・復興業務等が多忙な公所も多いことから、災害復旧・復興業務への対応の実情を調査し、調整のうえ監査日程を設定したところであり、各公所の監査対応に感謝申し上げます。

今後も、監査日程の設定に当たっては、本来業務に支障のないよう連絡調整のうえ設定していきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

なお、いただきました意見等については事務局内で検討し、改正することとした事項については、監査だより等を通じて情報提供していきたいと思っております。

☆ 平成23年度の行政監査(特定テーマ)について ☆

監査委員は、財務に関する監査のほか、特定のテーマを設定しその行政事務の執行について監査する行政監査を実施しています。

今年度は、東日本大震災津波の際にホームページを活用した広報、情報提供等が有効だったことを受け、県ホームページの管理運営状況、活用状況等を調査し、ホームページの有効活用に向けた対応を促すことを目的として、「県ホームページの活用状況等について」というテーマで実施しております。

ご協力をよろしくお願い致します。

なお、行政監査の結果については、次号にて概要をご報告いたします。

※ 次号では、平成24年度の監査方針・計画等についてお知らせします！